【狩猟期の満了の際における残火薬類の取扱いについて】

狩猟者登録を受けた方が、登録の有効期間満了の際に所持している残火薬については、その満了の日から 1 年を経過するまでに消費してください。

1 年を経過してもなお火薬類が残っている場合は「残火薬類の措置の義務」 (遅滞なく銃砲店に持込み、譲渡、廃棄委託(有料)をする義務。)が 生じます。この義務に違反した場合は罰金になるおそれがあります。

そのため、東京都猟友会と致しましては、会員の皆様が適法に火薬類を所持できるよう、譲受の時点で残火薬類を残さないような数量を譲り受けるよう心掛けて頂くこと、狩猟登録の有効期間が満了する際に残火薬類が生じないように心掛けて頂くことを強く推奨させて頂いております。

なお、狩猟登録の有効期間が満了する際に残火薬が生じ、以後もそれを 保管し、消費する場合には、無許可譲受票に必ず残火薬類の措置に関する届出 を東京都猟友会へ行って下さい。

	92	1000	類	残火薬類の措置欄 届出(記載)が必要で 希望する措置						
残	火	薬		保管		」 主		費等	計画	
種	類	数	量	保管の 季託	自宅	標的	登録	可	廃棄	譲渡
ライフ 実	ル 包		個							
散弾美	图		個							
火	薬		g		w					
銃用電	管		個			2.5				

個別ケースにつきましては所轄警察署へお問い合わせください。

【実包管理帳簿の記載事項について】

令和7年3月1日から制度が変わっています。

- ○ライフル実包以外の実包については、番径に加えて、<u>散弾・単弾のどちらなのか</u>を記載してください。
- ○実包を消費したときには、<u>使用した猟銃の許可番号(銃番号でも可)</u>を記載してください。(替え銃身があるものは、使用した銃身も記載)